

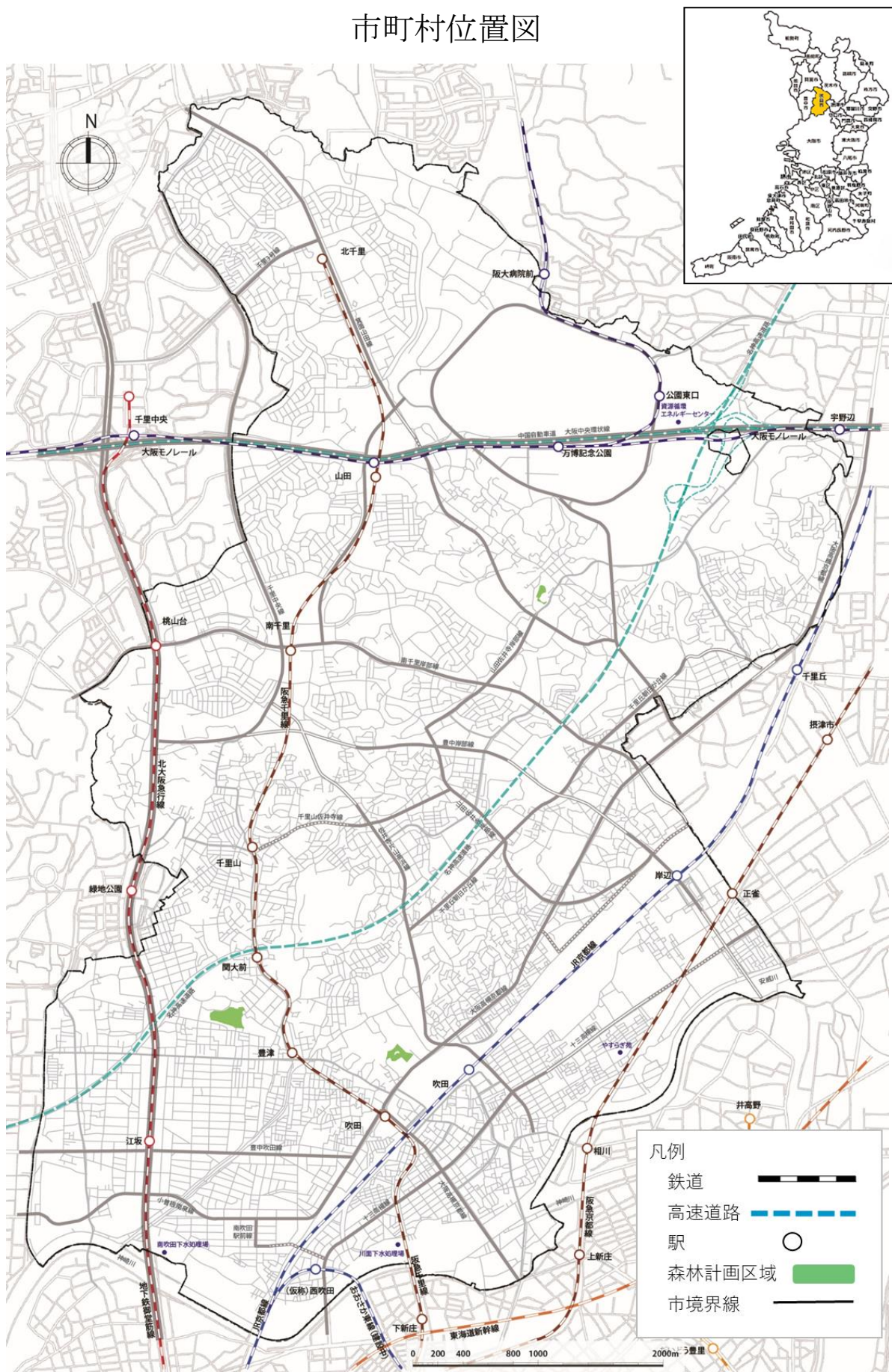
吹田市森林整備計画書

計画期間

自 令和 7 年（2025年）4 月 1 日
至 令和 1 7 年（2035年）3 月 3 1 日

大 阪 府
吹 田 市

市町村位置図



目 次

市町村位置図

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
第2	造林に関する事項	2
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	2
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	2
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法	3
3	その他の事項	3
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	3
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	3
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	3
第8	その他必要な事項	3
III	森林の保護に関する事項	3
第1	鳥獣害の防止に関する事項	3
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	4
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	4
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）	4
3	林野火災の予防の方法	4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	4
5	その他必要な事項	4
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	4
1	保健機能森林の区域	4
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	4
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	4
4	その他必要な事項	4
V	その他森林の整備のために必要な事項	5
	吹田市森林整備計画概要図	6

吹田市森林整備計画

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、神崎川を隔てて大阪市の北に位置し、豊中市・箕面市・茨木市・摂津市に隣接している。東西6.3km、南北9.6km、面積3,609haで、南北にやや細長い形をしており、北部は北摂山系を背景として標高20mから116mのなだらかな千里丘陵が続き、南部は安威川・神崎川・淀川がつくる標高10mほどの沖積低地になっている。

本市は市域全域が市街化区域だが、比較的緑に恵まれた都市環境を形成し、北部では千里緑地や万博記念公園、大阪大学のキャンパスなどにまとまった緑が分布しており、市街地と千里山の丘陵が隣接している中南部付近の地域では、垂水神社や素盞烏尊神社（片山神社）すさのおのみことなどが存在し、一部分に森林が残っている。一方南部の市街地ではまとまった緑はほとんど見られない状況となっている。

このような中で、伊射奈岐、垂水及び素盞烏尊の神社と一体となったまとまりある森林がある。これらの森林面積は約2ha、林野率は0.1%未満だが、本市の自然的環境の基盤の一部になっている。また、これらの森林は特色ある景観を保って、市内でも貴重な緑となっており、多くの部分が保安林に指定されている。神社と一体になったまとまりある森林は、昔からの緑であり、特に垂水神社周辺の森林は自然性が高く貴重な緑として残っており、市民に身近な自然として親しまれている。加えて、大気の浄化や騒音を防ぐなど地域の環境改善の効果もある。

これらの森林は、生活環境の保全、保健機能の場の提供を通じて生物多様性の確保、地球の温暖化や都市のヒートアイランド現象の防止などの都市環境の改善や市民生活に大きく貢献している。さらに、市民のニーズ、意識の変化により、景観、アメニティなど魅力ある都市空間、歴史、文化の継承が図られるような都市空間が求められるようになり、森林の活用が重要となっている。今後は、これら森林を含めた地域の緑を適正に保全・活用する必要がある。また、このためには、市民参加やリーダーの育成など、地域の緑を守り育てるための推進・支援づくりも必要とされている。

2 森林整備の基本方針

本計画は、「吹田市第3次環境基本計画」、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」と整合を図りながら、推進するものとする。

本市内の森林としては、伊射奈岐、垂水、素盞烏尊各神社の森林の多くが「風致保安林」に指定されており、潤いのある自然景観をなすとともに市民が日常の生活の中で自然と触れ合える数少ない場所となっている。

市民生活とのかかわりの中で果たしている機能に着目した本計画では、神社と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林であり、文化機能を有することから、これら森林を「保健機能維持増進森林」に区分するものとする。

神社と一体をなすこれら貴重な森林については、自然環境の保全や風致・景観の維持向上に配慮しながら地域との協力による積極的な保全整備に努めるものとする。

なお、風致地区に位置する垂水神社の森林については、風致地区制度の活用も併せ、積極的にその維持を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

必要に応じて、森林所有者と調整を図りながら適切に行うものとする。（但し、多くの部分が風致保安林のため、その部分は該当なし。）

第2 造林に関する事項

必要に応じて、森林所有者と調整を図りながら適切に行うものとする。（但し、多くの部分が風致保安林のため、その部分は該当なし。）

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり該当なし

イ 施業の方法

該当なし

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 森林施業の方法

自然環境の保全や風致・景観の維持向上に配慮し積極的な保全整備に努めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における森林施業の方法

ア 区域の設定

別表 1 のとおり該当なし

イ 施業の方法

該当なし

【別表 1】

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	該当なし	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伊射奈岐神社風致保安林及びその周辺森林 垂水神社風致保安林及びその周辺森林 素盞烏尊神社風致保安林及びその周辺森林	約 2 ha
木材等生産機能の維持増進を図る森林		該当なし	—
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な林	該当なし	—

3 その他の事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

第8 その他必要な事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害防止の方法（第1に掲げる事項は除く。）

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の被害発生に対しては、森林所有者等と連携して早期の発見に努めるとともに、被害の拡大の防止を図るため必要な措置を講じるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災を防止するため、防火水槽等の初期消火材の配備を進めるほか、看板の設置等による火災防止の普及に努めるなどの被害の軽減を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

- (1) 伊射奈岐神社風致保安林及びその周辺森林 (0.50ha)
- (2) 垂水神社風致保安林及びその周辺森林 (0.86ha)
- (3) 素盞烏尊神社風致保安林及びその周辺森林 (0.48ha)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

必要に応じて、森林所有者と調整を図りながら適切に行うものとする。(但し、多くの部分が風致保安林のため、その部分は該当なし。)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

該当なし

吹田市森林整備計画概要図

